

議案第76号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日

西脇市長 片 山 象 三

（理 由）

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する必要があるため。

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第 109号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第18号中「当該市町村民税を免除された者」の右に「並びに同法第 292条第 1 項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合（以下「寡婦とみなされる場合」という。）に同法第 295条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292条第 1 項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合（以下「寡夫とみなされる場合」という。）に同法第 295条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

附則第10項を次のように改める。

（市町村民税の額の算定の特例）

10 第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314条の 2 第 1 項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 所得の確認を必要とする者が地方税法第 318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。
- (3) 所得の確認を必要とする者が寡婦とみなされる場合に地方税法第 292条第 1 項第11号イに該当する所得割の納税義務者又は寡夫

とみなされる場合に同項第12号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第 314条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（当該者が寡婦とみなされる場合に同法第 314条の 2 第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、寡婦とみなされる場合又は寡夫とみなされる場合に所得割非課税者となるときは、所得割の額を零として算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市福祉医療費助成条例の規定は、平成30年 9 月 1 日から適用する。